

米原市近江学びあいステーションおよび米原市近江グラウンド指定管理者公募要項

1 公募の趣旨

米原市では、米原市近江学びあいステーションおよび米原市近江グラウンドの管理業務について、より一層の利用者サービスの向上と管理運営の効率化を図るために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 56 号）第 2 条、米原市学びあいステーション条例（令和 2 年米原市条例第 3 号）第 13 条および米原市体育施設条例（平成 17 年米原市条例第 178 号）第 15 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の公募を行います。

2 対象施設の概要

【米原市近江学びあいステーション】

- (1) 名称 米原市近江学びあいステーション
- (2) 所在地 米原市顔戸 1513 番地
- (3) 設置目的 市民の生涯学習および交流の推進を図るとともに、学びを通じて多様な主体がつながる場を創出することを目的とする。
- (4) 建物概要等
 - ア 竣工時期 昭和 50 年 4 月
 - イ 構造等 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て
 - ウ 敷地面積 16,433 m²
 - エ 延床面積 2,434.33 m²
 - オ 施設内容 多目的ホール、研修室、調理室、工芸室、サークル室、キッズルーム、会議室、事務室ほか
- (5) 開館時間
 - ア 日曜日および土曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たる土曜日に限る。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
 - イ ア以外の日
午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- (6) 休館日
 - ア 月曜日

イ 休日。ただし、その日が日曜日および土曜日に当たる場合は開館日とする。

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日

(7) 近年の利用者数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	33,814	38,269	41,896

(8) 法令等の規定

ア 地方自治法

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)

ウ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

エ 社会教育法(昭和24年法律第207号)

オ 米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

カ 米原市学びあいステーション条例

キ 米原市学びあいステーション条例施行規則(令和2年米原市規則第30号)

ク 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)

ケ 米原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年米原市条例第2号)

コ その他管理運営における関係法令等

【米原市近江グラウンド】

(1) 名称 米原市近江グラウンド

(2) 所在地 米原市顔戸1513番地

(3) 設置目的 市民の心身の健全な発達と文化、体育、スポーツの普及および振興を図ることを目的とする。

(4) 建物概要等

ア 竣工時期 昭和57年4月

イ 構造等 多目的グラウンド1面(夜間照明付)

ウ 敷地面積 7,000 m²

エ 施設内容 グラウンド、トイレ、物置ほか

(5) 利用時間

ア 日曜日および土曜日(ただし、休日に当たる土曜日に限る。)

午前8時30分から午後5時30分まで

イ ア以外の日

午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(6) 休場日

ア 月曜日

イ 休日。ただし、その日が日曜日および土曜日に当たる場合は開場日とする。

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(7) 近年の利用者数

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (人)	4, 374	5, 268	6, 079

(8) 法令等の規定

ア 地方自治法

イ 労働基準法

ウ 個人情報の保護に関する法律

エ 米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

オ 米原市体育施設条例

カ 米原市体育施設条例施行規則（平成 17 年米原市教育委員会規則第 32 号）

キ 米原市情報公開条例

ク 米原市個人情報の保護に関する法律施行条例

ケ その他管理運営における関係法令等

3 指定管理者が行う業務および管理の基準等

【米原市近江学びあいステーション】

- (1) 米原市近江学びあいステーションの運営および維持管理に関すること。
- (2) 米原市学びあいステーション条例第 3 条に規定される事業の実施に関すること。
- (3) 米原市近江学びあいステーション指定管理者業務仕様書に記載する業務に関すること。
- (4) 指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はいできない。また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を米原市長に届け出ること。
- (5) 米原市の施策としての事業に対して、積極的に取り組み協力すること。

【米原市近江グラウンド】

- (1) 米原市近江グラウンドの運営および維持管理に関すること。
- (2) 米原市近江グラウンド指定管理者業務仕様書に記載する業務に関すること。

(3) 指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はいできない。また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を米原市長に届け出ること。

(4) 米原市の施策としての事業に対して、積極的に取り組み協力すること。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 管理に要する経費

管理に要する経費は、利用料金等および指定管理料により賄うものとします。

(1) 利用料金等

ア 利用料金等の収入については、指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額については、米原市学びあいステーション条例もしくは米原市体育施設条例で定められていますので、あらかじめ市長の承認を得て設定します。

ウ 利用料金の減額または免除については、市の承認を得て行えるものとします。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料基準額

指定期間中の指定管理料は、金 208,165,000 円（消費税および地方消費税を含む。）を基準とします。この金額を上回る申請は失格とします。

内訳 米原市近江学びあいステーション 187,690,000 円

米原市近江グラウンド 20,475,000 円

※額については、当該年度予算の議決により確定するものです。

イ 指定管理料の支払

指定管理料は、各年度に協定で定めた額を支払います。支払の詳細は、市と指定管理者が協議して決定します。

6 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下同じ。）について、雇用形態別の賃金水準を計る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費を見直す仕組みとして「賃金スライド制度」を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映されます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。

賃金スライド制度の詳細については、市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度について」を参照してください。

7 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１） 法人その他の団体

（２） 団体またはその代表者が次の項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。例：同令第 167 条の 11 第 1 項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者

エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札等について入札参加停止措置を受けている者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定により更生または再生の手続きをしている者

キ 米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者

（ア） 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（イ） 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

（ウ） 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（エ） 前記（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

ク 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）

ケ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）

- コ 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続きを妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
 - サ 都道府県および市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
 - シ 指定管理者選定委員会委員が、申請する団体等の経営または運営に直接関与している者
- (3) 施設の管理運営を行う上で、人的および物的管理能力がある団体であること。

8 選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 公募の周知および公募要項の配布

令和7年7月28日(月)から令和7年8月29日(金)まで

イ 現地説明会

令和7年8月8日(金)

ウ 公募要項に関する質問の受付

令和7年7月28日(月)から令和7年8月12日(火)までの執務時間中
(午前8時30分から午後5時15分まで)

エ 質問の回答

令和7年8月20日(水)まで

オ 申請書類の受付期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月29日(金)までの執務時間中
(午前8時30分から午後5時15分まで)

カ 指定管理者候補者の選定(書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング)

選定委員会の開催 令和7年10月16日(木) 予定

キ 指定管理者候補者の選定結果の公表

令和7年10月下旬

ク 指定管理者の指定、協定締結

令和7年12月米原市議会定例会に提案

基本協定書の締結 令和8年1月下旬

(2) 質問の受付

ア 受付期限 令和7年8月12日(火) 午後5時15分まで

イ 受付方法 申請様式の様式2「質問書」に記入の上、郵送、ファクシミリのいずれかで送付してください。(文書による質問とし、電話または口頭等の質問は、受付いたしません。)

ウ 送付先 16 の申請書類の提出先および問合せ先と同じです。

(3) 質問の回答方法

市公式ウェブサイトにおいて(1)のエの期間内で公表します。

(質問者への個別回答はいたしません。)

9 提出書類

申請に必要な書類の様式は、教育委員会事務局生涯学習課およびスポーツ推進課の窓口にあります。

※市公式ウェブサイトに掲載していますので、確認してください。

(1) 指定申請書

(2) 団体の概要書および応募資格を有していることを証する書類

ア 団体の概要書のほか次の書類

(ア) 法人格を有している団体については、法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本、定款等の書類

(イ) その他の団体については、設立趣旨の記載された会則、規約等の書類

イ 団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

申立書および照会に関する同意書、代表者の身分証明書（本籍地の市町村で交付されるもの）

(イ) 破産者で復権を得ない者

前記（ア）と同じ。

(ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。例：同令第 167 条の 11 第 1 項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者

申立書および照会に関する同意書

(エ) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札等について入札参加停止措置を受けている者

前記（ウ）と同じ。

(オ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）

前記（ウ）と同じ。

- (カ) 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続きをしている者
前記（ウ）と同じ。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員またはこれを不当に利用するなどしている者
前記（ウ）と同じ。
- (ク) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
前記（ウ）と同じ。
- (ケ) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
前記（ウ）と同じ。
- (コ) 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
申立書
- (サ) 都道府県および市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
各税の納税証明書
- (シ) 指定管理者選定委員会委員が、申請する団体等の経営または運営に直接関与している者
前記（ウ）と同じ。

(3) 管理運営業務の事業計画書（事業計画書）

(4) 管理運営業務に係る収支計画書

(5) 団体の経営（運営）状況を説明する書類

ア 申請日の属する年度の前3事業年度の収支（損益）計算書またはこれらに相当する書類

イ 申請日の属する年度の前3事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類

ウ 申請日の属する年度の前3事業年度の監査結果報告書またはこれらに相当する書類

エ 財産目録またはこれに相当する書類

オ 申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類

10 提出部数

正本1部、副本10部の計11部

11 提出期限等

令和7年8月29日（金）午後5時15分までに米原市教育委員会事務局生涯学習課まで必着のこと（郵送可。ただし簡易書留に限る。8月29日（金）付けの消印まで有効）。

12 現地説明会

指定管理業務等についての公募および現地説明会を開催します。

なお参加人数は、応募者ごとに2人以内とします。

(1) 日時 令和7年8月8日(金) 午前11時から(1時間程度)

(2) 場所 米原市顔戸1513番地 米原市近江学びあいステーション

※ 参加される場合は、8月6日(水)までに申請様式の様式1「現地説明会参加申込書」により郵送またはファクシミリで米原市教育委員会事務局生涯学習課まで申し込んでください。

13 選定方法および選定基準

(1) 選定基準および配点

別表の選定審査表のとおり

(2) 選定方法

指定管理者選定委員会において書類審査、プレゼンテーションおよび選定委員によるヒアリングを実施し指定管理者候補者を選定します。

※ 選定に当たっては、審査の都度、市側から応募者に提案内容の補正を提案する場合があります。

14 選定結果のお知らせ

応募者全員に文書にてお知らせします。

15 その他

(1) この施設に対して同一応募者と見なされる者が複数の申請を行うことはできません。

(2) 申請に係る費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で利用できるものとします。

(4) 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いる結果生じる事象に係る責任は、全て応募者が負うものとします。

(5) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができます。た

だし、申請書類は返却しません。

(7) 再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行うことがあります。

ア 応募がなかった場合

イ 応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合

ウ 選定の結果を通知した後に、次の各事項に掲げる事情により、指定管理者に指定できない場合

(ア) 議会において指定議案が否決されたとき。なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

(イ) 指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。

(ウ) 応募資格がなかったことが判明したとき。

(エ) 指定管理者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(8) 選定委員会委員との接触について

この要項の公開日以降、選定に係る委員等に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

16 申請書類の提出先および問合せ先

米原市教育委員会事務局生涯学習課（本庁舎内）

米原市近江学びあいステーション 担当者 中村、久保

〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電話 0749-53-5154 FAX 0749-53-5129

米原市教育委員会事務局スポーツ推進課（山東支所内）

〒521-0292 米原市長岡 1206 番地

米原市近江グラウンド 担当者 平山、丸岡

電話 0749-53-5155 FAX 0749-53-5129

別表 選定審査表

選定基準	審査項目	配点	
(1) 住民の平等な利用を確保できるものであること。	利用者の平等な利用の確保	確保できない場合は失格	
(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。	施設の設置目的の理解	50	5
	利用者へのサービスの向上		15
	施設の利用促進		15
	自主事業等の企画・運営		5
	施設の効用を発揮する有効な提案		10
(3) 管理に係る収支計算書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図れるものであること。	指定管理導入の費用対効果	10	5
	経費削減の取組と工夫		5
(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。	業務実績	40	5
	実施体制等（労働条件の確保）		20
	経営基盤等（安定性、信頼性）		15
合 計		100	100